

富士川水系 富士川圏域
河川整備計画

令和 3 年 3 月
山 梨 県

富士川水系 富士川圏域河川整備計画

目 次

1. 河川整備の現状と課題

1.1	流域および河川の概要	1
1.2	自然環境および社会環境	3
1.2.1	自然環境の概要	3
(1)	河川環境、景観の概要	3
(2)	地形、地質の概要	5
(3)	気候の概要	6
(4)	動植物の生息、生育、繁殖状況の概要	7
(5)	水質の概要	9
1.2.2	社会環境の概要	10
1.3	治水の現状と課題	11
1.3.1	主要な水害	11
1.3.2	治水の沿革と課題	13
1.4	河川の利用の現状と課題	14

2. 河川整備の目標に関する事項

2.1	河川整備の対象河川	15
2.2	河川整備計画の対象期間	15
2.3	河川整備計画の目標に関する事項	15
2.3.1	洪水による災害の発生の防止又は軽減に関する目標	15
2.3.2	河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標	16
2.3.3	河川環境の整備と保全に関する目標	16

3. 河川整備の実施に関する事項

3.1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要	17
(1) 常葉川	19
(2) 南川	21
(3) 戸川	23
3.2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所	25
3.2.1 河川管理施設の維持管理	25
3.2.2 水量・水質の監視	25
3.3 その他河川整備を総合的に行うための必要事項	26
3.3.1 地域ぐるみの河川管理	26
3.3.2 情報伝達体制の構築	26

1. 河川整備の現状と課題

1. 1 流域および河川の概要

本整備計画では、南アルプス市、市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町の1市5町に含まれる面積約 1,120km² の流域を富士川圏域と称し、本圏域が県土面積全体に占める割合は約 25 %となっています。

本圏域には、早川右岸の流域界（圏域の西辺）を構成する仙丈ヶ岳、三峰岳、間ノ岳、白剥山、布引山などが連なる赤石山脈、高峯、櫛形山、御殿山などの巨摩山地、圏域の東辺を構成する天子ヶ岳、白水山などの天子山地を有し、圏域の南辺を構成する十枚山、青笹山などの身延山地を有し、四方をこれらの山地に囲まれているため、圏域のほとんどが山地や段丘といった地形で、圏域のほぼ中央を富士川が縦断しています。

本圏域は、山梨県の一級河川全体（601 河川）の約 40%にあたる 230 河川を有し、その総延長は約 520km です。（富士川を除く圏域内一級河川指定区間の総延長）

代表的な河川は、圏域北西部に位置する南アルプス市から早川町を縦断する早川、雨畑川や、市川三郷町の鳴沢川、身延町の常葉川、波木井川、南部町の佐野川、富士川、富士川町を流れる戸川や南川などが挙げられます。

富士川は、本圏域のほぼ中央を南北に縦断し、山梨県と長野県境の南アルプス甲斐駒ヶ岳北西の鋸ヶ岳に源を発し、大武川、塩川、御勅使川、笛吹川、早川、波木井川等を合わせ南流し、静岡県富士市において駿河湾に注ぎ、その流域は長野、山梨、静岡の三県にまたがります。富士川は日本三大急流のひとつに数えられ、流域面積 3,990km²（うち本県分 3,147km²）幹川流路延長 128km の一級河川です。なお、この富士川の市川三郷町で合流する笛吹川より上流を、地域では釜無川と呼んでいます。

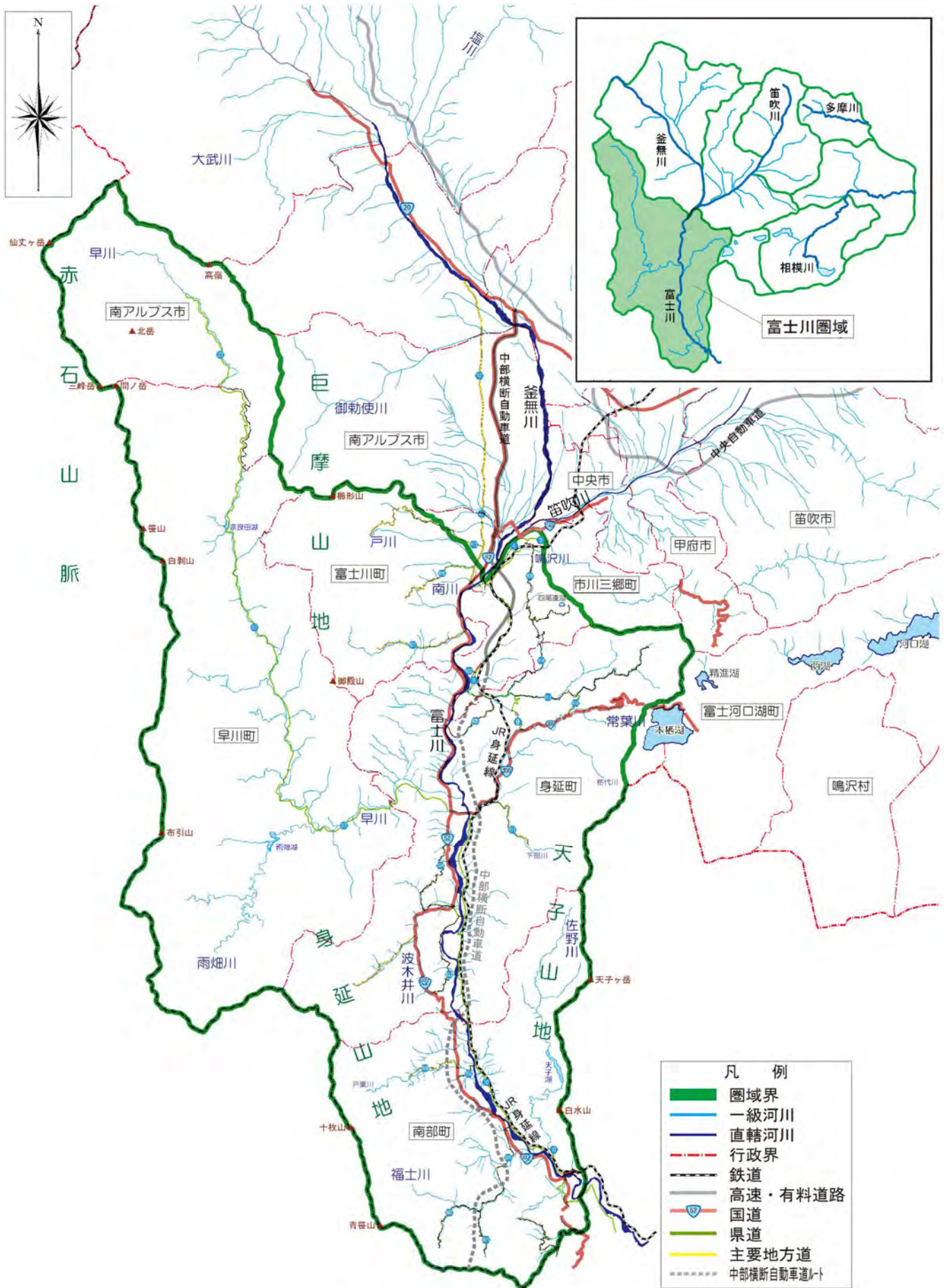


図1.1 富士川圏域概要図



1. 2 自然環境および社会環境

1.2.1 自然環境の概要

(1) 河川環境、景観の概要

本圏域のほぼ中央を南北に縦断する富士川は、両側に急峻な山岳がせまり、^{かわうちほう}河内地方と呼ばれています。

本圏域の平地部はきわめて少なく、鳴沢川が富士川と合流する市川三郷町の一部区域と、富士川沿岸や支川沿いに河岸段丘として帯状にあるのみで、それも富士川の右岸側（西側）をほぼ並行して走る国道 52 号沿いが主で、東側には極めて狭少な平地部（谷底平野）が見られるにすぎず、そこに集落が点在しています。

山岳地帯を流れる河川の多くはV字谷を形成し、両岸に山肌が迫り、清楚な美しさを見せています。

また、富士川町の大柳川^{おおやながわ}溪谷には遊歩道が整備され、長さ 68 ^{メートル}の竜仙^{りゅうせんきょう}橋や竜神橋など大小 10 本の吊り橋と、天^{あま}淵^{ぶち}の滝を始めとする雄大な 5 つの滝を巡ることができ、新緑から紅葉まで、手つかずの自然が織りなす溪谷美を創出しています。

このように、急峻な地形から流下する河川の多くは豊富な自然を背景とした溪谷を形成しており、早川町北部の南アルプス国立公園や、県立南アルプス巨摩自然公園、市川三郷町の^{しびれこ}四尾連湖、南アルプス市の^{のろがわ}野呂川（早川）の^{はくほう}白鳳溪谷など多くの観光地を有し、四季を通じて観光・レクリエーション客が訪れます。

南アルプス市の白鳳溪谷



田園地帯を流れる鳴沢川



市川三郷町の四尾連湖



大柳川溪谷



常葉川「新常葉川橋」上流



圏域西部早川町を縦断する早川



下部温泉郷を流れる下部川



南部町を流れる佐野川の下流部



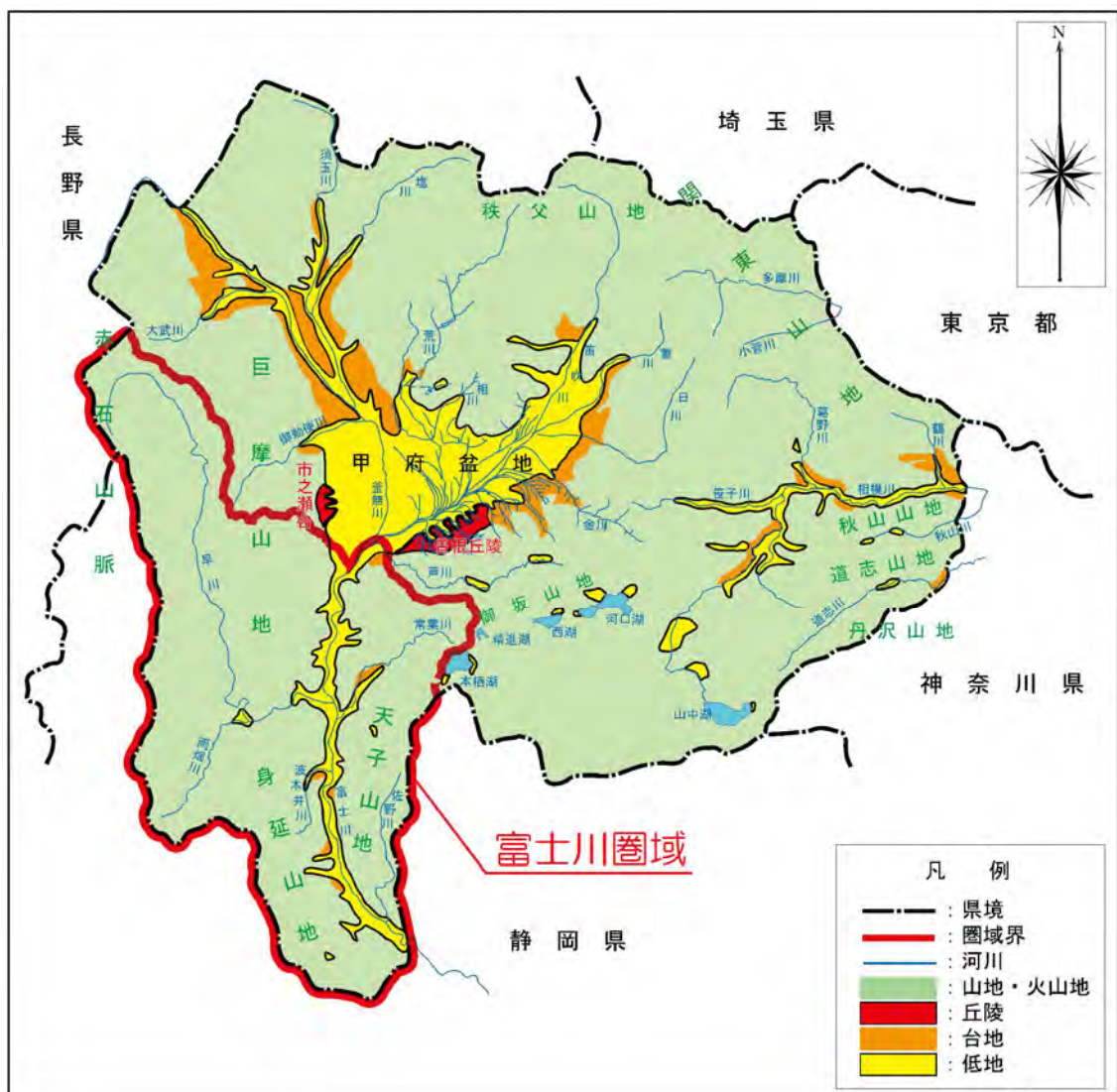
富士川圏域の河川・溪谷・湖沼写真位置図

(2) 地形、地質の概要

本圏域を囲む山地群は急峻で、圏域内の河川は多数の砂防指定地や急傾斜地崩壊危険区域に指定されています。

本圏域の地質は、圏域北部の市川三郷町から身延町下部地区では大半が新第三紀火山岩類に属しており、第三紀層群も見られます。圏域西部の早川町のほぼ中央を縦断する早川の右岸側は新第三紀堆積層で形成され、左岸は新第三紀火山岩類で形成されています。

富士川の東側に連なる天子山地の北部は、火山から噴出された火山碎屑物（火砕物）が堆積してできた岩石、火山碎屑岩類で形成されており、南部はマグマがゆっくり冷えて固まった酸性深成岩類を骨格としています。



出典：日本地名大辞典「山梨県」

図 1.2.1 山梨県地形区分図

(3) 気候の概要

本圏域の気候は、温暖多雨が特徴となっています。山梨県内には小雨地域と多雨地域とが混在していますが、本圏域も北部と南部では年間降水量に差があり、平成 21 年から平成 30 年までの年間降水量（2009 ～ 2018 年の平均値）は、圏域北部の切石気象観測所の約 1,640mm に対し、圏域南部の南部気象観測所では約 2,600mm で、圏域の南部は北部と比較して平均年間降水量が約 1.5 倍強と多雨地域となっています。

これは県の中心に位置する甲府気象台における平均年間降水量約 1,160mm に対して 2 倍強の降水量です。

本圏域の降水量は、梅雨期や台風期に集中し、特に平成 23 年 9 月の台風 15 号では記録的な豪雨となり、圏域の各地に被害をもたらしました。

平成 23 年 7 月～ 9 月の降水量をみると、八町山雨量観測所で約 1,400mm、切石気象観測所で約 1,300mm、南部気象観測所では約 1,900mm で、八町山雨量観測所では平成 23 年の年間降水量の約 60 %、切石気象観測所では約 55 %、南部気象観測所では約 54 %がこの期間に集中しました。



甲府気象台および地域気象観測所位置図

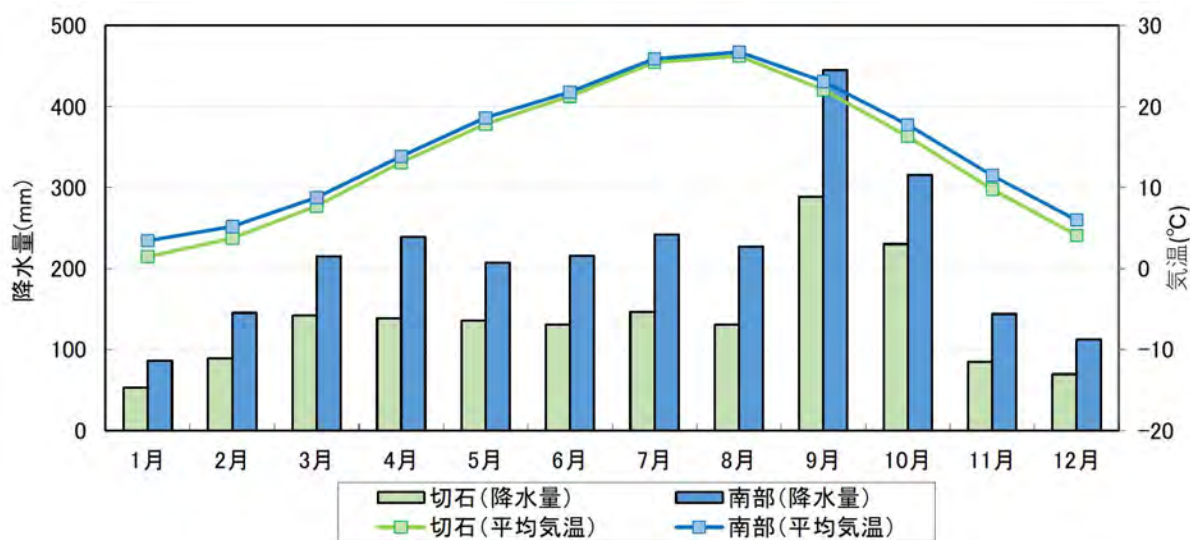


図 1. 2. 2 本圏域の月別降水量、平均気温（2009～2018年の平均値）

(4) 動植物の生息、生育、繁殖状況の概要

本圏域は、周囲を山脈に囲まれており、植生は多様な植生が見られます。富士川の右岸には、ナラ、カエデ、シダ、クリ、クヌギ、コナラ林等の落葉広葉樹が多く、早川流域の低い山地部には落葉広葉樹とアカマツが分布しています。

標高が高い場所には、ブナ、モミ、コナラ、ミズナラ林やブナ林が見られます。

一方、人工林はスギ、ヒノキ、マツ、カラマツからなっています。さらにその上の高山帯にはコメツガ、シラビソ、オオシラビソ、ダケカンバ等が分布し、一部の山頂にはハイマツ等の高山植生も見られます。

早川などの急峻な河岸段丘面には常緑広葉樹林が分布しており、その他特筆すべきものとしては、規模が小さいものの学術上価値の高い植物として南アルプスの北岳^{きただけ}を中心としたキタダケソウ等の高山草本群落や、早川（広河原）のカツラ林、^{ざるがたけ}笹ヶ岳のシラベ・トウヒなど亜高山林帯、^{しのいさん}篠井山のブナ林などがあります。

河川に生育する植生は、ヤナギ類やオニグルミなどの河畔林を形成する樹木からヨシ、ツルヨシ、ハギ、オギ、ススキ類等の群落が分布しています。

このような豊かな自然環境を反映して、本圏域には多様な動物が生息しており、ほ乳類ではツキノワグマ、ニホンイノシシ、ニホンジカ、ホンドキツネ、ホンドタヌキ、アナグマ、ニホンザル、国の天然記念物に指定されているニホンカモシカなどの大型動物からニホンリスやヤマネ等の小型動物まで多くの種が生息しています。

鳥類を見ると、絶滅が危惧され天然記念物に指定されているイヌワシが目撃されており、他ではクマタカ、オオタカ等の猛禽類が目撃されています。

河川沿いにはカワセミ、ハクセキレイ、サギ類、カモ類など水辺に多く生息する鳥類が見られます。

特筆すべき鳥類として国の特別天然記念物に指定されている南アルプスに生息するライチョウがあげられ、身延町のブッポウソウの繁殖地は国の天然記念物に指定されています。

両生類では^{とじろがわ}栃代川上流のハコネサンショウウオ及び生息地が天然記念物として県指定されています。

昆虫類を見ると、本県は暖帯から高山帯まで、地形・気候とも変化に富んでいるため、昆虫類の多様性の規模は日本有数で、本圏域でも南方系、高山系、低地系の昆虫類が多く見られます。蝶類ではヒメギフチョウ、オオムラサキ、ジャコウアゲハなど様々な種が共存しています。

魚類を見ると、圏域内河川の上流山岳地帯などではヤマトイワナ、アマゴなどが生息しています。低地部の主な生息魚種にはコイ、ギンブナ、ウグイ、ヨシノボリ類、アブラハヤ、オイカワ、ドジョウなどが確認されています。

また、本圏域においては動植物の貴重種が分布している地域もあります。

<出典>

圏域面積：平成29年度山梨県統計年鑑

山地名・地形区分図：日本地名大辞典「山梨県」

地質の概要：『土地分類図』『山梨県地質誌』

圏域内一級河川総延長：建設事務所管内図

景観等：市町ホームページ

降水量：気象庁降雨資料

動植物：『2018山梨県レッドデータブック』

『山梨県動植物分布図』

『環境資源調査両生・爬虫類調査報告書』

『淡水魚類調査報告書』

『希少種を主とする山梨県の野生鳥獣生息調査』

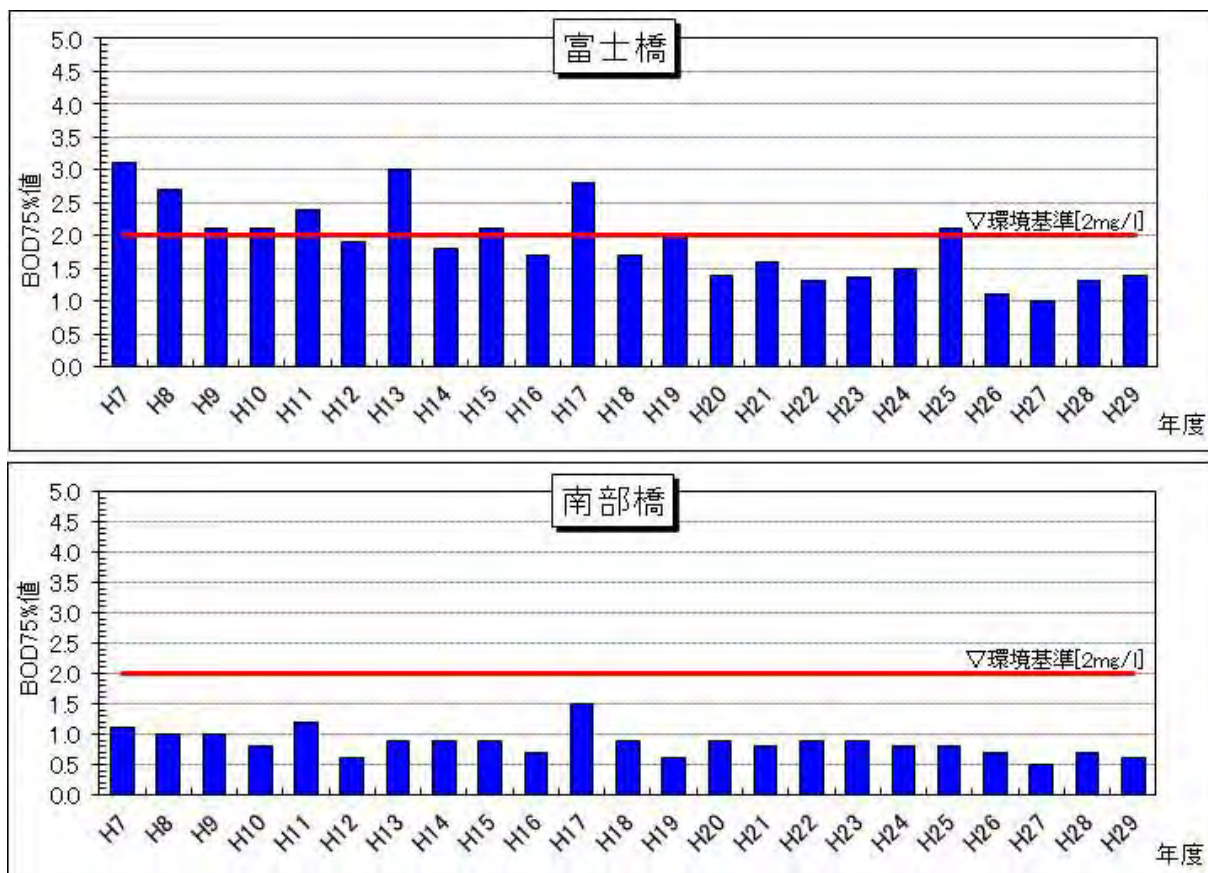
(5) 水質の概要

本圏域では、圏域を縦断する富士川の笛吹川合流点下流の「富士橋」および南部町「南部橋」の2地点（右図参照）において継続的に水質調査を行っています。

「富士橋」「南部橋」とともに昭和47年に環境基準A類型（BOD₂mg/l以下）に指定されました。

甲府盆地内の河川が笛吹川に集まり、富士川へ合流した後の「富士橋」では、BOD年間平均値は環境基準値を度々上回っていたが、近年は基準値以下で推移しています。

一方、「南部橋」では平成7年以降現在も安定的に基準値を保持しています。



出典：山梨県ホームページ「平成29年度公共用水域及び地下水の水質測定結果」より

図 1. 2. 2 水質経年変化図

1.2.2 社会環境の概要

本圏域の人口は約 5 万 3 千人で、圏域内の町はほとんどが過疎や準過疎、辺地などに地域指定されています。人口は年々減少を続けており、早川町は日本で最も人口の少ない「町」となっています。

圏域内の産業をみると、山地に囲まれた自然条件のため農家が多く、主産業は林業及び農業で、お茶・シイタケといった主要農産物があります。

圏域北部の市川三郷町と身延町では、和紙などの紙製品の製造が盛んです。旧六郷町ではハンコの町として全国的にも有名で、印章業は地場産業として定着し、現在では全国生産量の 50 %が生産されています。

その他の製造業では、木工品や陶芸品、プラスチック製品などが挙げられます。

また、武田信玄のかくし湯として知られる身延町の下部温泉郷や早川町の西山温泉など、各地に温泉が点在しており、地域住民や、山梨を訪れる観光客に親しまれています。

内水面漁業については、山梨中央漁業協同組合、富士川漁業協同組合及び早川漁業協同組合が漁業権を有しています。

その他、本圏域には早川発電所など多数の発電所があり、今日も電力を供給し続けています。

本圏域の土地利用の状況は、大半が山林で占められており、山地の占める割合は約 93 %で、低地部やその周辺は果樹園・畑・水田等で、その間に宅地や小集落が点在しています。

本圏域の交通網は、圏域のほぼ中央を南北に縦断している富士川に並行して西側に国道 52 号、東側に JR 身延線が走り、富士川の早川合流点付近東側から圏域の東に位置する本栖湖までは国道 300 号が整備されています。

さらに近年では、静岡県静岡市を起点に、山梨県甲斐市を經由して長野県小諸市に至る延長約 132km の高速自動車国道中部横断自動車道の整備が進められています。

中部横断自動車道が整備されることにより、日本海及び太平洋の臨海地域と長野・山梨県との連携・交流を促進するとともに、沿線の方々が安心して暮らせるネットワークの構築、物流体系の確立や広域的観光ゾーンの開発・支援等に寄与するものと期待されています。

本圏域内には数々の文化財・史跡等を有しています。国指定の重要文化財では身延町くおんじ久遠寺の絵画や書籍、本遠寺ほんのんじの本堂・鐘楼堂しょうろうどう、南部町さいおんじの最恩寺仏殿などが挙げられます。

また、かじかざわかしあと鰍沢河岸跡やおおのていぼういせき大野堤防遺跡などのほか、多数の埋蔵文化財包蔵地が存在しています。

1. 3 治水の現状と課題

1.3.1 主要な水害

本圏域では、降雨は梅雨期、台風期に集中することが多く、また急峻な山々に囲われていることから、前線性大雨、台風に伴う大雨や、局地的な集中豪雨により、これまでも多くの災害に見舞われています。

主な洪水には、明治40年8月洪水をはじめ、昭和34年8月、9月洪水、昭和41年9月洪水、昭和57年8月洪水、昭和58年8月洪水、平成3年9月洪水、平成12年9月洪水、平成16年10月洪水などがありますが、これらの洪水は全て台風や前線に伴う大雨がもたらしたものです。

近年では、県南部を中心に平成23年9月（20・21日）の台風15号によってもたらされた豪雨は、県内において氾濫被害が発生し、栃代観測所では時間最大雨量97mm、降り始め（19日夜）からの総雨量は744.0mmを記録し、身延町の常葉川や、その支川下部川では護岸の流失、床上・床下浸水など大きな爪あとを残しました。

表1.3.1 富士川圏域内における被災状況（昭和34年以降）

水害発生年月日	要因	雨量観測所	雨量		圏域全体浸水面積(ha)		圏域全体被災家屋棟数(棟)	備考
			日雨量 mm	2日雨量 mm	農地面積	宅地面積		
昭和34年 8月12日～8月14日	台風7号	籾田(国) 市川大門(国)	176.5 181.0	250.0 284.4	[[山梨県内] 死傷者851名 行方不明33名 家屋全壊・半壊・流出6536戸 家屋浸水14495戸]		高水速報:昭和34年8月洪水時の人的被害	
昭和41年 9月24日～9月25日	台風26号	籾田(国) 市川大門(国)	89.5 99.0	150.0 189.5	882.0	1426.0	3,194	
昭和57年 7月31日～8月2日	豪雨、台風10号	切石(気) 南部(気)	197.0 333.0	246.0 415.0	312.0	8.3	108	
昭和58年 8月14日～8月17日	台風5.6号	切石(気) 南部(気)	174.0 299.0	317.0 534.0	22.4	1.1	36	
平成3年 9月18日～9月19日	台風18号	切石(気) 南部(気)	291.0 424.0	316.0 469.0	320.0	176.0	50	
平成12年 9月11日～9月12日	秋雨豪雨	切石(気) 南部(気)	223.0 219.0	418.0 423.0	20.0	22.2	47	
平成16年 10月19日～10月20日	台風23号	切石(気) 南部(気)	231.0 263.0	265.0 295.0	-	0.03	2	
平成23年 9月20日～9月21日	台風15号	切石(気) 南部(気)	225.5 326.0	285.5 403.0	2.5	2.75	44	身延町役場H23.9.28時点 内1戸は芦川

出典：『高水速報』『水害統計（昭和39年～平成27年）』、平成23年圏域関連町役場ヒアリング結果

表1.3.2 昭和34年台風7号による富士川圏域の一般被害状況（8月13～14日）

旧町名	一般被害状況
増穂町	・田畑及び国道の冠水 7ha ・利根川上流にて家屋全壊 9 戸
鰍沢町	・富士川の富士橋（木橋部）流出 ・明神、白子、栄、小柳地区にて家屋流出 65 戸 ・富士見、本町北、中町地区にて 200 戸浸水 ・鹿島地区鹿島橋の流出 ・十谷地区にて大柳川氾濫・土砂崩壊
中富町	・富士川東部の宮木、下田原地区にて全集落、全耕地が流出 ・大須成、曙地区にて死者 4 名 ・飯富地区にて全壊家屋 17 戸、流出家屋 23 戸
早川町	・西山地区にて死者 2 名、全壊家屋 17 戸、流出家屋 18 戸 ・西山発電所、早川第一・第二・第三発電所、田代第一・第二発電所にて発電不能
富沢町	・富士川沿岸を中心に山林崩壊など流失面積 15ha、流失立木・木材 2,770m ³ ・富士川沿岸の坂下、平、中島、町屋にて流失家屋 700 戸、水田・畑の冠水 70ha
南部町	・戸栗地区、船山地区一帯が浸水
身延町	・相又川、大城川などの氾濫で道路、橋梁が流出 ・身延駅から久遠寺までの国道で数千立方メートルの土砂崩壊
下部町	・古関地内の山崩れにて家屋 1 戸全壊、死者 1 名、負傷者 2 名 ・橋梁流出 44 ヶ所、水路 28 ヶ所、堤防決壊 40 ヶ所

参考資料：昭和三十四年土木災害記録集

表1.3.3 富士川圏域内における主要な水害及び被災河川（昭和39年～平成27年）

水害発生年月日	要因	圏域内被災河川
昭和 41 年 9 月 24 日～9 月 26 日	台風 26 号	常葉川、戸川、下部川、鳴沢川など 全 32 河川
昭和 44 年 8 月 4 日～8 月 5 日	台風 7 号	常葉川、戸川、富士川、早川、大柳川など 全 75 河川
昭和 46 年 6 月 2 日～7 月 27 日	梅雨前線豪雨 及び台風 13 号	常葉川、戸川、大柳川、南川など 全 40 河川
昭和 47 年 6 月 10 日～7 月 23 日	豪雨及び台風 6,7 号	常葉川、戸川、鳴沢川、富士川、南川など 全 65 河川
昭和 49 年 7 月 1 日～7 月 12 日	台風 8 号及び豪雨	常葉川、戸川、下部川、富士川など 全 53 河川
昭和 50 年 8 月 5 日～8 月 25 日	豪雨、暴風雨	常葉川、大柳川、楮根川、三枝川など 全 64 河川
昭和 51 年 9 月 7 日～9 月 14 日	台風 17 号、豪雨	常葉川、南川、富士川、葛籠沢川、梅の木川など 全 61 河川
昭和 52 年 8 月 4 日～8 月 22 日	豪雨	常葉川、南川、下部川、大柳川など 全 68 河川
昭和 54 年 10 月 14 日～10 月 26 日	台風 20 号	常葉川、戸川、南川、富士川、楮根川など 全 63 河川
昭和 57 年 7 月 6 日～8 月 2 日	豪雨、台風 10 号	常葉川、南川、戸川など 全 97 河川
昭和 58 年 8 月 12 日～8 月 19 日	台風 5 号、6 号	戸川、南川、下部川など 全 79 河川
平成 3 年 9 月 11 日～9 月 28 日	台風 17～19 号	常葉川、下部川、葛籠沢川など 全 33 河川
平成 12 年 9 月 11 日～9 月 12 日	秋雨前線豪雨	常葉川、下部川、南川、戸川など 全 25 河川
平成 23 年 9 月 20 日～9 月 21 日	台風 15 号	戸川、常葉川、下部川、波木井川、梅の木川など 全 24 河川

出典：『水害統計（昭和39年～平成27年）』

1.3.2 治水の沿革と課題

本圏域の治水事業は、昭和 34 年災害を契機として、本格的な河川整備が実施され、河道改修が進められてきました。

本圏域は急峻な山々に囲われた地域であることから、山岳地帯に降った雨が短時間で洪水となって谷底平野を流下するため、ひとたび大雨が降ると大被害となる恐れがあります。

さらに、地形・地質特性上大雨による土砂流出が多く、土石流災害も多く発生しています。従って、河川氾濫から本圏域の生命や財産を防護するためには、特に砂防施設の整備との調整を図りつつ、河川改修を合理的に進めることが重要な課題です。

また、鳴沢川や東^{ひがしがわ}川では都市化の進展もあいまって、近年では内水被害が発生しており、関係機関との調整の上、ソフト対策と併せて内水対策を検討していく必要があります。

一方、築堤河川については、印^{おしでがわ}川などの天井川や、戸^{とがわ}川や葛籠沢川等の堤防構築の履歴が複雑な河川について、破堤や決壊により甚大な災害の発生が想定される箇所の調査を進め、堤防の強化を行う事が課題に挙げられます。

他方、樋門・樋管等の河川管理施設については、老朽化による機能の低下や不具合の点検を進め、改築を検討していく必要があります。

1. 4 河川の利用の現状と課題

本圏域の富士川をはじめとする河川は、古くからかんがい用水の取水が多く、現在でも多くの取水施設があります。本圏域における許可水利かんがい面積は約 3.0ha、慣行水利かんがい面積は約 760ha あります。

水道水の取水は大半が地下水に依存しています。

本圏域は、急峻な地形と水量が多いことから、富士川水系の水利用のうち、取水量をみると発電が圧倒的に多く、圏域で最大の延長（指定区間延長 61km）を持つ早川水系では、山梨県企業局が事業者の野呂川発電所、奈良田第一・第二・第三発電所、西山発電所、湯島発電所、東京電力の早川第一・第三発電所、田代川第一・第二発電所、東京発電の雨畑川発電所、日本軽金属の角瀬発電所、波木井発電所、身延町の本栖発電所、南部町の佐野川発電所など、公営・私営を合わせて水力発電所数は全 15 基を数えます。

本圏域は、全国的な渇水年であった平成 6 年においても、特に著しい渇水被害は生じていません。

今後の課題としては、河川の流況の把握に努め、既得取水の安定化、流水の正常な機能を維持するための必要流量の確保に努めると共に、圏域内の河川においては河川が有する多面的な機能の保全・拡充に努め、河川に生息・生育・繁殖する動植物へのより良好な環境の整備を進めていくことが挙げられます。

2. 河川整備の目標に関する事項

2.1 河川整備の対象河川

本河川整備計画は、富士川圏域内にある、山梨県管理の一級河川を対象とします。

2.2 河川整備計画の対象期間

本整備計画の対象期間は概ね 20 年間とします。

本整備計画は、現時点の流域の社会状況・自然状況・河道状況に基づき策定したものであり、策定後も新たな知見・技術の進捗等の変化により、適宜見直しを行うものとします。

2.3 河川整備計画の目標に関する事項

2.3.1 洪水による災害の発生防止又は軽減に関する目標

本圏域は、急峻な山々に囲まれており、地形的な特徴による局地的な集中豪雨や、台風に伴う大雨により、これまでも多くの災害に見舞われています。山岳地帯の豪雨は短時間で谷底平野部の宅地や小集落に到達するため、ひとたび大雨が降ると大被害を招くおそれがあります。

そのため、本圏域では圏域内 230 河川の流域の状況や、近年における浸水被害の発生状況、河川が氾濫した場合に想定される被害状況等を総合的に評価し、これまでの改修状況および本川、支川、上下流のバランスも勘案して、計画的に整備を進める優先度が高い下記の 3 河川について、洪水による災害発生防止、または軽減を図ります。

- ・常葉川
- ・南川
- ・戸川

洪水による災害の発生防止又は軽減に関する目標は、平成 15 年 2 月策定の「富士川水系河川整備基本方針」を踏まえ、下流の国管理区間との流量整合を図りながら既定計画等も考慮して決定します。

常葉川については、国道 300 号や JR 身延線が隣接しており、溢水によりたびたび冠水被害が生じ、交通に大きな支障が生じていることなどから優先度が高くなっています。

なお、氾濫域の人口及び資産の状況から、概ね年超過確率 1 / 30 年規模の洪水に対して、外水氾濫を防止することを目標とします。

南川については、県道 42 号線横断部付近の断面が狭小であり、溢水した場合、市街地に浸水被害が広がり大きな被害が生じる恐れがあることなどから優先度が高くなっています。

なお、流域の人口及び資産の状況に配慮して概ね年超過確率 1 / 30 年規模の洪水に対して、外水氾濫を防止することを目標とします。

戸川については、左岸側の市街地の地盤高が河川に対して非常に低く、溢水した場合、広範囲にわたり市街地に浸水被害が広がり大きな被害が生じる恐れがあることなどから優先度が高くなっています。

なお、流域の人口及び資産の状況と築堤河川の地形条件にも配慮し、概ね年超過確率 1 / 50 年規模の洪水に対して、外水氾濫を防止することを目標とします。

2.3.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標

河川の水利用については、河川工事の計画段階から、関係市町、利害関係者等と調整を図り、圏域内河川全体として、調和のとれた水利用が図られるよう努めます。また、流水の正常な機能の維持に必要な流量については、河川の流況把握を十分に行った上で適切な水量と水質の確保と、その維持・保全を目指すこととします。

2.3.3 河川環境の整備と保全に関する目標

本圏域には山と丘陵に囲われるように農耕地と集落が点在しており、良好な里山の景観を形成しています。また、豊かな環境を反映して多様な生物が生息しています。

このため、本整備計画では治水面との整合を図りつつ、動植物の良好な生息・生育・繁殖環境の保全、周辺の景観と調和した水と緑豊かな季節感のある河川環境の形成に努めます。

具体的には、河川改修にあたっては河道内の巨礫等の河床材料をできるだけ存置し、魚類の産卵や生育・生息場として大切な瀬や淵等を極力生かすと共に、水際に変化をつけ、改修期間中の濁水対策を行うように努めます。

また、住民や来訪者が川と親しむことのできる親水性豊かで、周辺の景観と調和した水辺空間の整備や河畔林を極力保全するとともに、河川区域内のごみの減量に努めます。

外来種については、その生育及び繁殖状況や河川が本来持つ生態系に与える影響を把握し、人の健康面及び貴重な動植物等の生態に影響を及ぼす恐れがある場合については関係機関と連携して適切に対応することとします。

また、河川整備に際し、希少種が確認された場合は、その生育への影響を最小限にとどめるよう努める事とします。

3. 河川整備の実施に関する事項

3.1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要

本整備計画で河川整備を計画的に進めていく区間は、沿川の土地利用状況、過去における被災状況、既定計画と現在までの実施状況等を考慮して、計画的に進めていく区間を選定した上で整備を進めます。

なお、本圏域の築堤河川は、堤防点検の結果を踏まえて必要な対策工事を実施するものとしします。

また、老朽化した樋門・樋管等の河川管理施設については、適正な補修・改築・長寿命化などの対策を計画的に進めるものとしします。

さらに、災害復旧工事、局部的な改良工事および維持工事等については、河川整備を計画的に進めていく区間にとらわれず必要に応じて実施するものとしします。

本圏域の河川整備に際しては、利水や環境に配慮します。ここで、本圏域において、河川整備を計画的に進めていく区間を下表に示します。

表 3.1 河川整備を計画的に進めていく区間

河川名	区間		延長 (m)
	下流端	上流端	
常葉川（下流工区） （中流工区）	JR 身延線上流	下部川合流点下流	約 300m
	「竹之島橋」上流	栃代川合流点	約 850m
南川	県道 42 号線橋梁下流	県道 42 号線橋梁上流	約 100m
戸川	「小室道橋」下流	「神明橋」下流	約 1,200m

次頁から、河川整備を計画的に進めていく区間ごとの詳細を示します。

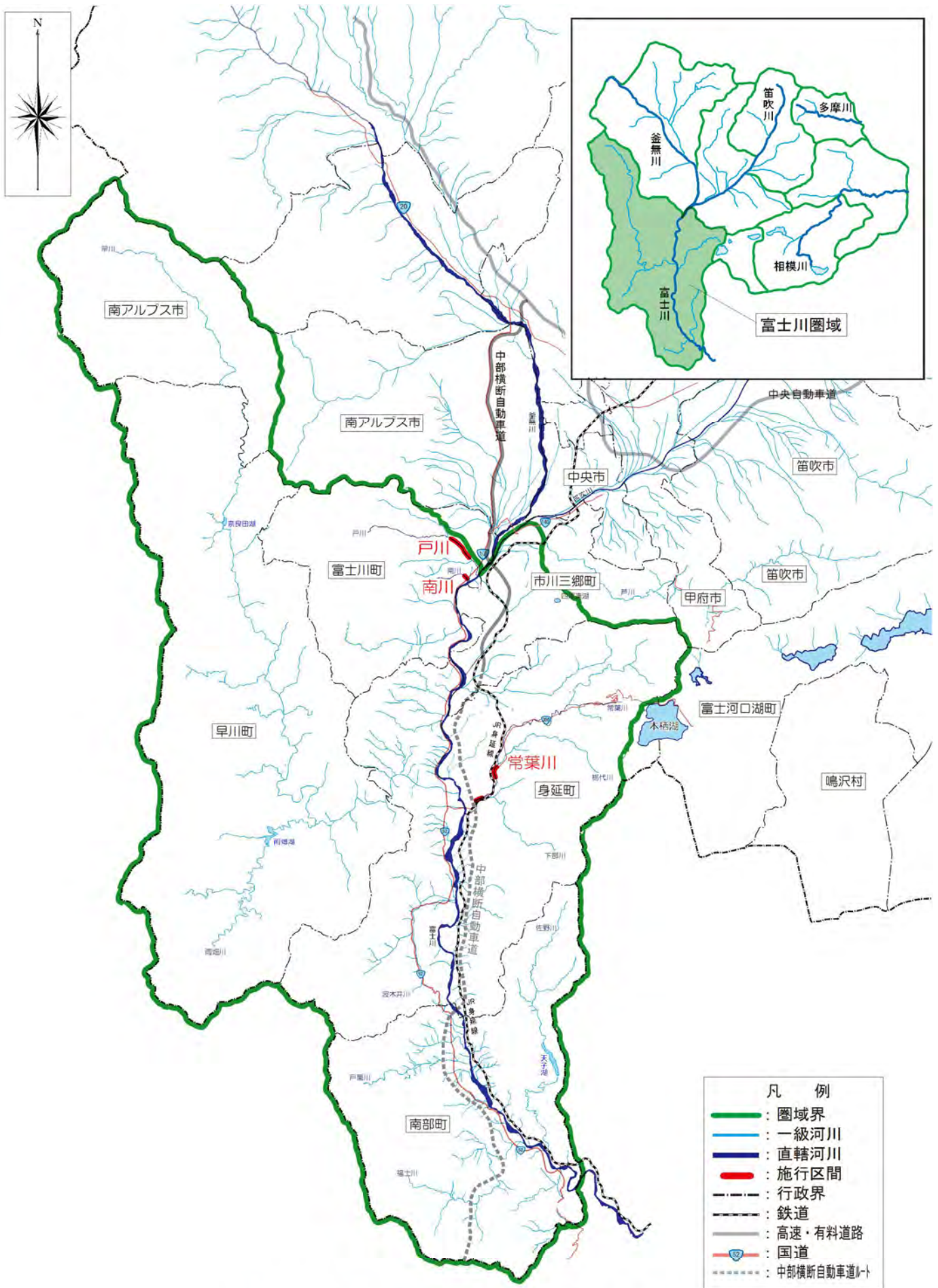


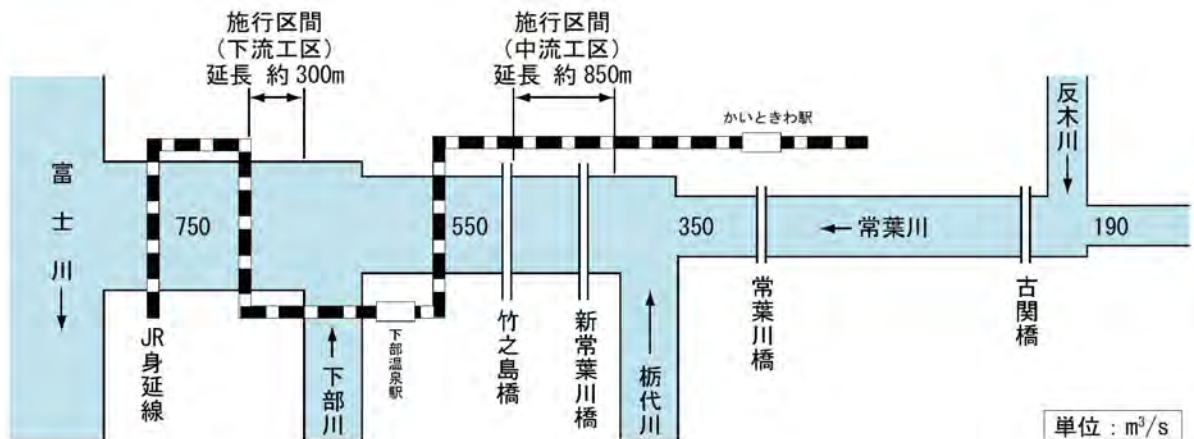
図3. 1 富士川圏域河川工事の施行区間

(1) 常葉川

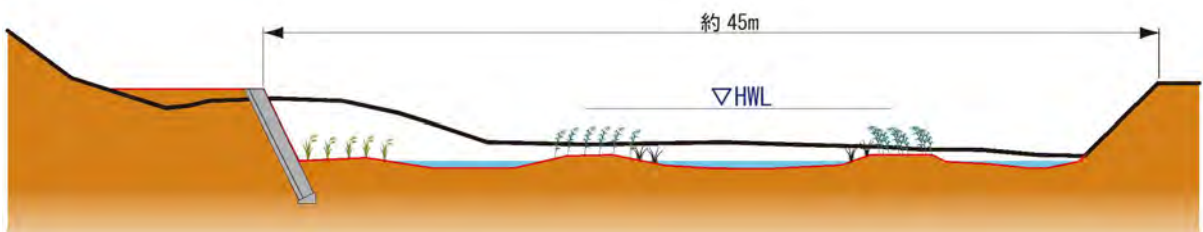
常葉川は、身延町を東西に流下し、途中山岳地帯から反木川、栃代川、下部川を合わせて富士川に合流する河川で、下流部の河道沿いには宅地や集落が点在する事から、河川整備計画の目標流量を富士川合流点において、概ね年超過確率 1 / 30 年規模の $750\text{m}^3/\text{s}$ とし、河道で $750\text{m}^3/\text{s}$ を計画高水位以下の水位で安全に流下させるものとします。

河川工事の実施にあたっては、河床に起伏をつけたり、魚類の移動経路を確保するなど、動植物の生息・生育・繁殖環境に配慮した多様な河川環境の整備を図ります。

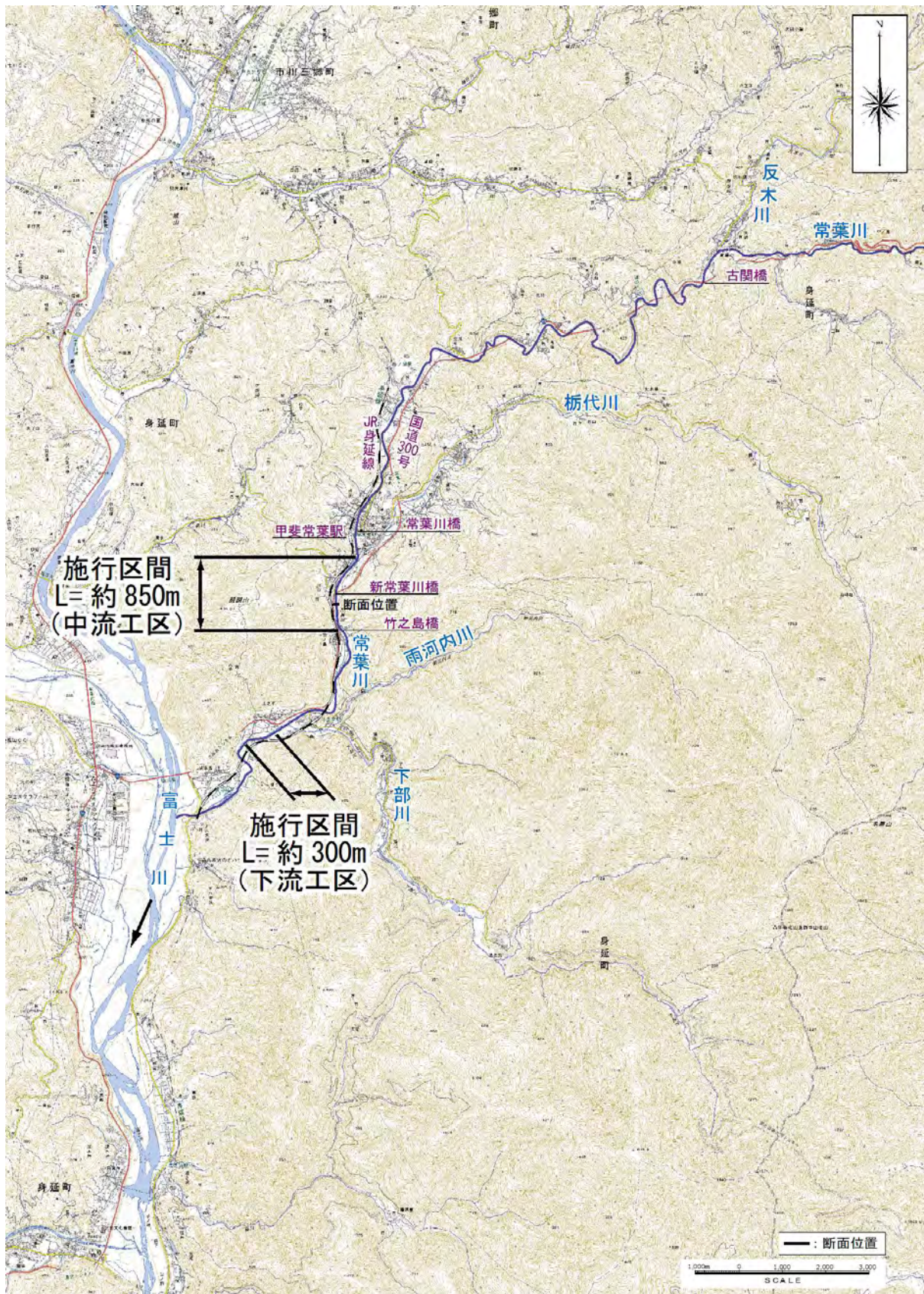
河川工事の施行の場所		河川工事の内容
下流 工区	下部川合流点より下流 L = 約 300m	掘削、護岸工等
中流 工区	「竹之島橋」上流～栃代川合流点 L = 約 850m	掘削、護岸工等
合計	L = 約 1,150m	



常葉川計画流量配分図



横断面図 (中流工区)「新常葉川橋」下流付近



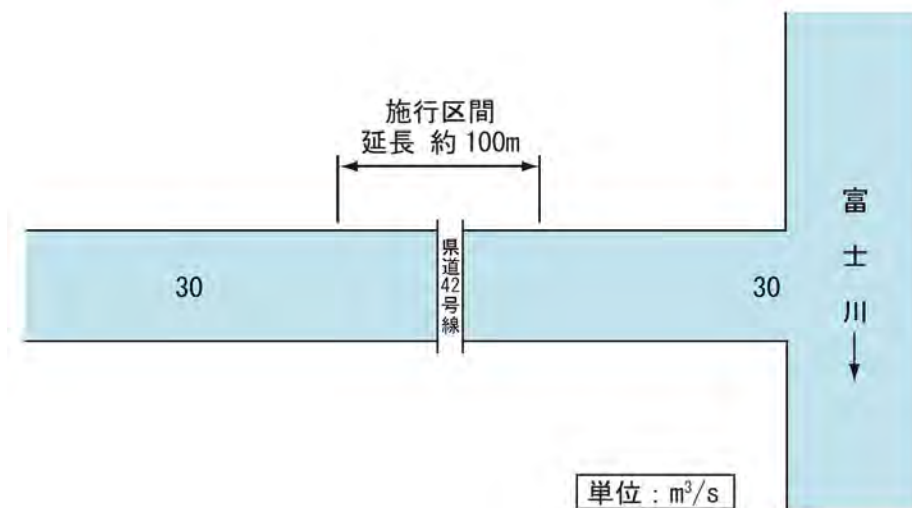
河川工事の施行位置図(常葉川)

(2) 南川

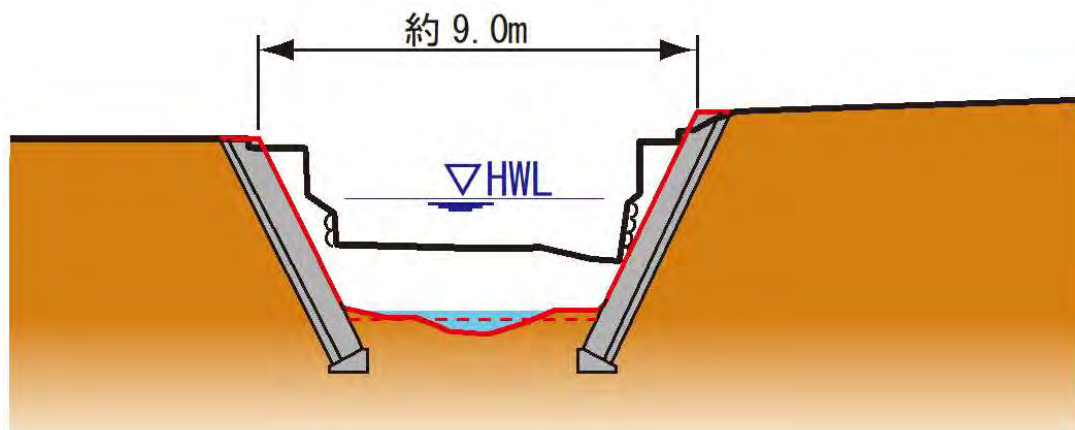
南川は、富士川町を西から東へ流下し、富士川に合流する河川で、河道沿いには人家が並んでいることから、河川整備計画の目標流量を富士川合流点において、概ね年超過確率 1 / 30 年規模の $30\text{m}^3/\text{s}$ とし、河道で $30\text{m}^3/\text{s}$ を計画高水位以下の水位で安全に流下させるものとします。

河川工事の実施にあたっては、川沿いに人家や商業施設が近接するため、極力周辺施設への騒音・震動等の影響を少なくする工夫を図ります。

河川工事の施行の場所	河川工事の内容
県道 42 号線橋梁の上下流 L = 約 100m	掘削、護岸工、橋梁工等



南川計画流量配分図



横断図 県道42号線橋梁上流地点



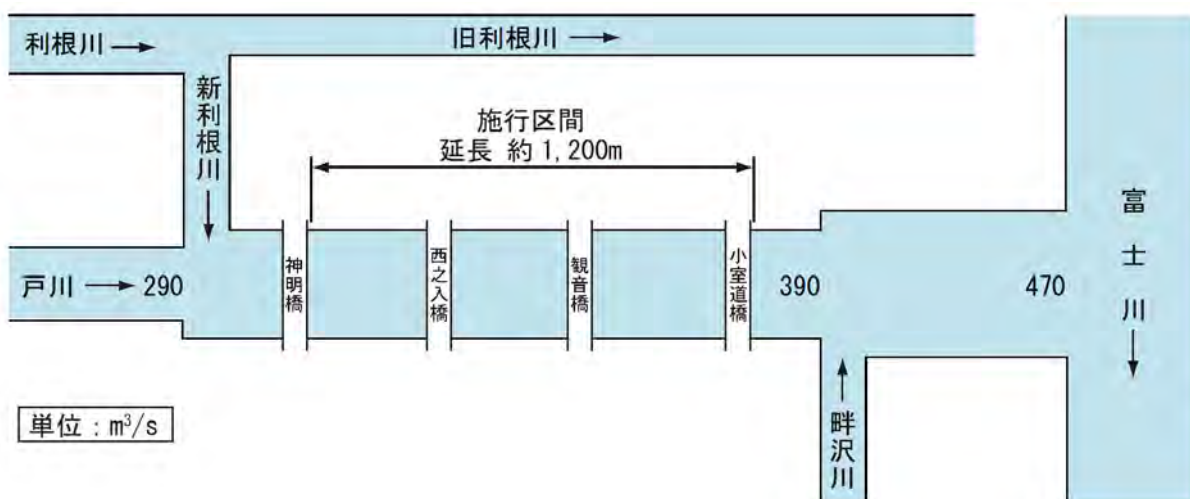
河川工事の施行位置図(南川)

(3) 戸川

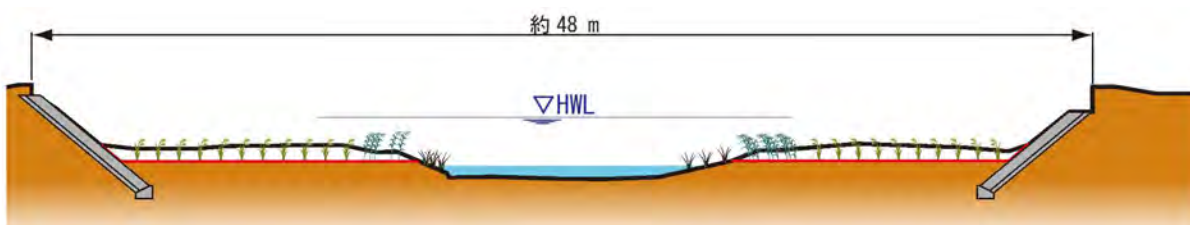
戸川は、富士川町を西から東へ流下し、途中新利根川、畔沢川を合わせて富士川に合流する河川で、河道沿いには人家が並んでいることから、河川整備計画の目標流量を畔沢川合流点上流において、概ね年超過確率 1 / 50 年規模の $390\text{m}^3/\text{s}$ とし、河道で $390\text{m}^3/\text{s}$ を計画高水位以下の水位で安全に流下させるものとします。

河川工事の実施にあたっては、現況河道の滞筋や、河床の起伏を維持・保全に努め、魚類の移動経路を確保するなど、動植物の生息・生育環境に配慮した多様な河川環境の整備を図ります。

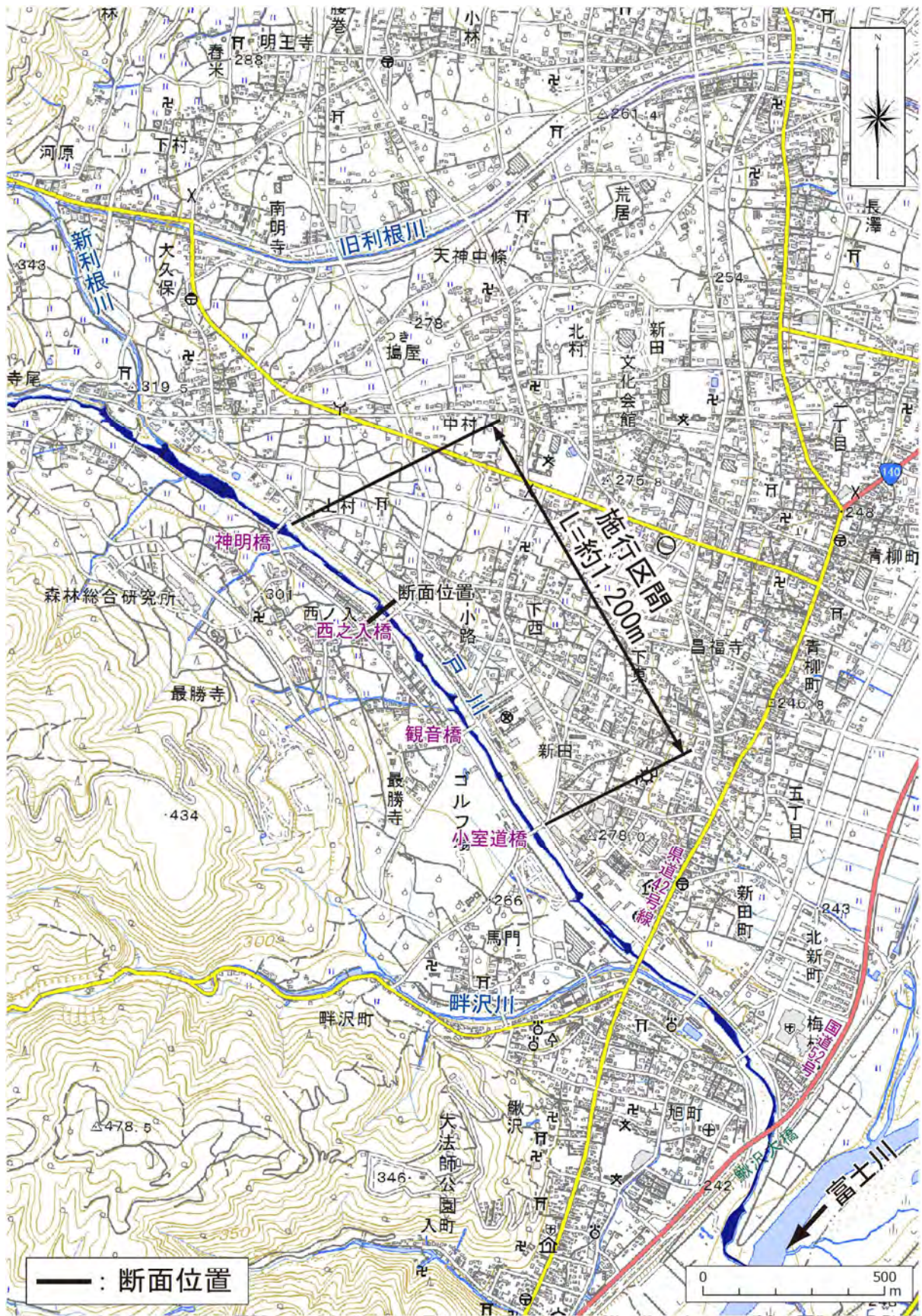
河川工事の施行の場所	河川工事の内容
「小室道橋」～「神明橋」下流 L = 約 1,200m	築堤工、掘削、護岸工、橋梁工等



戸川計画流量配分図



横断面図「西之入橋」上流付近



河川工事の施行位置図(戸川)

3.2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

本圏域の河川の維持管理については、「洪水による災害の発生の防止又は軽減」、「河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持」、「河川環境の整備と保全」を目的として、河川整備を計画的に進めていく区間をはじめ、圏域内の一級河川において、河川管理施設の機能を十分に発揮させるために、下記の事項について総合的に実施します。

3.2.1 河川管理施設の維持管理

河川管理施設については、平常時及び洪水時の巡視や、河川監視カメラにより状況を把握すると共に、東川樋門などの老朽化が懸念される施設については、機能の低下を防止するため長寿命化を念頭において、状況に応じて適宜復旧・修繕を行います。

具体的には、出水などによる護岸等構造物の基礎の露出、護岸法面の崩れ、堤防の亀裂や陥没などの異常について、早期発見に努めるとともに適切な修繕を行います。

河床に堆積した土砂、河道に流入する流木、河道内に繁茂した樹木などが洪水流下の妨げとなる場合は、生物の生息・生育・繁殖環境への影響に配慮しつつ、堆積土砂等の撤去、樹木の伐採など、適切な処理を行います。

また、良好な河川環境の保持を図る必要がある箇所草刈りや樹木の管理に際しては、関係する市や町と協力して行います。

伝統的な治水技術である霞堤については、沿川の状況を把握した上で、極力保全を図るものとします。

3.2.2 水量・水質の監視

河川の適切な維持管理を行うために、雨量・水量・水質の把握に努め、必要に応じて地域への情報提供を行います。水量減少時には、水利用等の調整を行い、その影響が軽減されるよう努めるものとします。

3. 3 その他河川整備を総合的に行うための必要事項

3.3.1 地域ぐるみの河川管理

河川の豊かな自然を保全し、良好な社会資本として次世代に引き継いでいくためには、地域住民の理解と協力を得ることが重要です。また、川は子ども達にとって楽しさや怖さを学ぶ自然体験の場でもあり、社会のルールやマナー及び地域の伝統を学ぶ学習の場でもあるため、子どもを含めた地域住民の川への関心を高め、意識の向上を図っていく必要があります。

具体的には、広報によるPR活動を通じて地域住民に対し河川管理の重要性を啓発すると共に、河川管理に対する意見をくみ上げ、土木施設環境ボランティアなどを通じて地域住民と共に河川美化活動等を実施することで、地域ぐるみの河川管理を推進して行きます。

また、内水被害が懸念される河川については、流域の保水・遊水機能を確保する流出抑制対策など水害に強い街づくりを進めるために、関係機関や地域住民と協力して取り組む必要があります。

3.3.2 情報伝達体制の構築

洪水時には迅速な避難が行えるように、洪水浸水想定区域図を公表し、洪水ハザードマップ作成支援を行い非常時の警戒避難体制の整備に努めると共に、迅速な水防活動が行えるよう日頃から関係機関との連絡体制を整備するよう努めます。

降雨状況、河川水位など、洪水に関する情報基盤整備を行い、即時情報の公開に努め、重要水防区域においては、大雨、洪水、台風等により災害が予想される場合は重点的な巡視を行い、異常箇所の早期発見に努めるものとします。

また、渇水時には被害を最小限におさえるため、情報の収集・提供を行い、関係者間の水利用の調整ができるように、連絡体制の整備に努めます。

さらに、水質事故が発生した場合には速やかに情報を収集し、関係機関と共に適切な対策を講じ、地域住民等への迅速かつ適切な情報提供ができるように連絡体制の強化に努めます。